

対談

企業実務の現場から見た CFC税制の課題 (前編)

— 国際最低課税額の制度導入も踏まえて

北海道大学大学院法学研究科教授 元国税審判官 佐藤修二
 外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士 片平享介

グローバル・ミニマム課税の法制化の進展とともに、CFC税制の在り方への関心が高まっている。こうした中、企業や国際税務の専門家から指摘されているのが、本来課税されるべきでない所得が課税対象となるオーバーインクルージョンの問題だ。

そこで本誌では、CFC税制の実務に精通する外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所の片平享介弁護士と、元国税審判官で、弁護士時代にはCFC税制を巡る税務訴訟の代理人を務めた経験も有する北海道大学大学院法学研究科の佐藤修二教授の対談を企画し、現行CFC税制の問題点と企業の立場から見た今後のCFC税制の在り方について語っていただいた。本対談はまず、現地では課税されないであろう組織再編行為から課税対象金額が生じたとの認定を受け当該組織再編が中断に追い込まれるというCFC税制の問題点を浮き彫りにしたルネサスエレクトロニクスの事例を紹介した上で、CFC税制の個別のルールについて実務上の論点を深掘りする形で進んだ。【前編】となる本稿では、条文のシンプルさゆえに射程範囲が明確でないとの指摘が多い「非課税所得」と、平成29年度税制改正によって追加された従来の受動的所得とは性質の異なる所得類型である「異常所得」をテーマに取り上げる。

(本文中、敬称略)

※なお、本対談で取り上げるのはあくまで一般的な問題であり、対談者が担当した特定の案件を念頭に置いたものではないこと、また対談の内容は対談者の個人的見解であり、所属する組織の見解とは無関係であることを念のためお断りさせていただく。

はじめに

佐藤：今回は、米国に本拠を有するジョーンズ・デイ法律事務所の東京オフィスで国際税務に携わっておられる片平享介先生に、CFC税制

を感じておられる点についてお伺いしたいと思います。片平先生と私は、第一東京弁護士会の弁護士業務改革委員会第一部会（税務部会）に

につき、実務現場（現場）の最新号（4月21日号）の掲載記事となります。一緒に仕事をし
 本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。